

## 第3章 医療法人の業務と運営

### 1 運営の原則

- (1) 医療法人の行為は、全て法令等、定款（財団の場合は寄附行為）、社員総会（財団の場合は理事会）の決定に拘束され、理事長等が独断で処理することはできません。日常の業務、金銭出納等については、社員総会等の委任を受けているものと見なせますが、一定の規模を超える新たな義務の負担（借入金、改修工事、高価な物品の購入で予算に計上されていないもの等）については、必ず、社員総会（財団の場合は理事会）の議決を経なければなりません。
- (2) 理事は、医療法人の資産の管理において、私生活のそれと混同することができません。資金の一時的な融通のために、理事等が医療法人に貸付けを行うことも、適当ではありません。
- (3) 医療法人は、開設する診療所等の業務を行うために必要な施設、設備、資金を有しなければなりません。…………… 法第41条

### 2 業務の範囲

- (1) 医療法人は、法令等及び定款（寄附行為）に規定する業務以外の業務は、収益を伴わないものであっても、一切行うことができません。…………… 法第42条
- (2) 医療法人は、開設している診療所等の業務に支障のない限り、法第42条に定める業務（附帯業務）を行うことができます。ただし、この業務を行う場合は、定款（寄附行為）に定めなければなりません。…………… 法第42条
- (3) 医療法人は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として公の施設である診療所等を管理する業務を、本来業務として行うことができます。ただし、指定管理者として公の施設の管理のみを行う医療法人を設立することは、法第39条の趣旨に違反するため、認められません。

### 3 剰余金配当の禁止

医療法人は、利益の配当を行うことができません。事実上、配当と見なされるような行為も厳に慎むべきです。決算後生ずる利益剰余金は、積立金とし、施設改善、従

業員の待遇改善等に充てるのが適当です。剰余金があるからといって、役員等に対して金銭の貸付け等を行うことはできません。…………… 法第54条

#### 4 医療法人の義務

##### (1) 事業報告書等の提出

医療法人は、毎会計年度の終了後3月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者との取引の状況に関する報告書（以下「事業報告書等」という。）、監事の監査報告書を東京都知事に届け出なければなりません。…………… 法第52条第1項

##### (2) 登記の届出及び役員変更の届出の提出

登記事項に変更があった場合（資産総額の変更、理事長の任期満了による重任を含む。）は登記を行い、さらに登記事項の届出を、遅滞なく、東京都知事に提出しなければなりません。…………… 医療法施行令（以下「令」という。）第5条の12  
役員に変更があった場合（任期満了による重任の場合を含む。）は、医療法人の役員変更届を遅滞なく東京都知事に提出しなければなりません。… 令第5条の13

##### (3) 書類の整備・閲覧

医療法人は、事業報告書等、監事の監査報告書、定款又は寄附行為を常に主たる事務所に備えておくことが義務付けられています。

また、社員若しくは評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、閲覧に供しなければなりません。…………… 法第51条の4

#### 5 医療法人の経営の透明性の確保

東京都知事は、定款（寄附行為）、事業報告書等、監事の監査報告書について閲覧請求があった場合は、閲覧に供さなければなりません。事業報告書等、監事の監査報告書については、過去3年間に届け出られたものが閲覧対象です。閲覧請求者に関する規制はありません。…………… 法第52条第2項

## 6 医療法人に対する指導監督

### (1) 報告・検査

東京都知事は、医療法人の業務や会計が、法令、法令に基づく東京都知事の処分、定款（寄附行為）に違反している疑いがある場合、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認められる場合は、医療法人に対し、報告を求めることや医療法人の事務所に立ち入り、検査をすることがあります。…………… 法第63条

### (2) 法令等の違反に対する措置

東京都知事は、医療法人の業務や会計が、法令、法令に基づく東京都知事の処分、定款（寄附行為）に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、医療法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることがあります。

また、医療法人がこの命令に従わない場合は、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることや、役員解任を勧告することがあります。… 法第64条

### (3) 設立認可の取消し

医療法人が、成立した後又は全ての診療所等を休止若しくは廃止した後、1年以内に正当の理由がないのに診療所等を開設しないとき又は再開しないときは、設立認可を取り消すことがあります。…………… 法第65条

また、医療法人が法令に違反し、又は法令に基づく東京都知事の命令に違反した場合、他の方法により監督の目的を達することができないときは、設立の認可を取り消すことがあります。…………… 法第66条

### (4) 罰則

医療法人の医療法違反に関しては、法第77条から第94条までの規定に基づく罰則の適用があります。